

令和7年第4回 伊仙町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和7年4月15日（火）午前9：00～

2. 開催場所 議会委員会室

3. 出席委員（10人）

会長	1番 宮永 誠
副会長	2番
	3番 福山 宣太
	4番 田中 秀樹
	5番 義山 太志
	6番 藤島 正廣
	7番
	8番
	9番
	10番 實 穂二
	11番 政岡 廣子
	12番 柿山 あゆみ
	13番 中 佐奈枝
	14番 谷村 里香

推進委員（3名）

1番	琉 将士
2番	幸山 真悟
3番	
4番	實村 秀樹
5番	
6番	

4. 欠席委員 2番 森 清弘、7番 平山 純一郎

8番 富本 太地、9番 樽山 哲博

欠席推進委員 3番 常 隆造、5番 東 翼、6番 重 翔太

5. 議事日程

日程第1 議事録署名人の選出

日程第2	議案第1号 農地法第3条許可申請について	(6件)
日程第3	議案第2号 農地法第5条許可申請について	(1件)
日程第4	議案第3号 非農地証明願について	(1件)
日程第5	議案第4号 現況証明願について	(1件)

その他

6. 農業委員会事務局員

事務局長 富山 勇生
主 事 大西 弘祐

会議の概要

事務局 最初に、農地中間管理事業が今年度から農業委員会に配置されましたので自己紹介をしたいと思います。

【農地中間管理事業推進員と事務員より自己紹介】

事務局 農地中間管理事業はまた農業委員の皆様とも密接に関わってくることが多々あると思います。また二人もよろしくお願ひします。また本日の流れですが、このまま総会に入ります。その後、ちょっと令和7年度、今月から活動記録簿の記入の仕方を少し私の方から説明したいと思います。あと、先月のこの総会で提案して、グループLINEを農業委員、推進員のを作つて、簡単な連絡事項とか取れるようにしたいなあと思います。ご協力できる方はぜひお願ひします。総会が終わった後にします。その後、その説明やグループLINEの登録が終わった後に、先月政岡さんからあった通り農業者年金の推進について、今日は東部地区の皆さんとお話しをしていきたいと思いますので、ご協力お願ひします。それでは会長の方からご挨拶お願ひします。

会長 皆さんおはようございます。製糖もいよいよ中盤となって延びて、予定が17日まで搬入と聞いておりますが、もう少し伸びるんじゃないかなあと言う風なことも聞いておりますが、本当に最終の追い込みの時期になってまいりました。また馬鈴薯の方も収穫、ようやくまた天気も回復して価格の方も少し持ち直して来ているということですので、最後までこの価格を維持していただければなあ

と思っています。また子牛のセリについては先月から出しまして5万円相場が上がっております。その前も5万円ですね…、まあ10万円弱、相場の方は回復してはいるんですが、まだまだ本土との差が7~8万円程度ございますので、まだまだ、上がっていることは上がっているんですが、今後さらに回復することを期待しております。

事務局 それでは会に入ります。本日、委員14名中10名、推進員6名中3名が出席してくださっています。規則により総会が成立しますので始めたいと思います。それでは今日の議事の進行を宮永会長、お願ひします。

議長 それではこれより議事にはいります。まず日程第1、議事録署名人及び会議の書記の指名を行います。伊仙町農業委員会会議規則第14条第2項に規定する議事録署名人ですが、議長から指名をさせていただくことにご異議ございませんか。

【異議なし】

議長 それでは議事録署名人は14番委員、12番委員にお願いします。なお本日の会議書記には事務局職員の大西氏を指名いたします。以上で日程第1を終わります。それでは日程第2、議案第1号 農地法第3条許可申請についてを議題に供します。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 本日の農地法第3条許可申請は1議案6件です。まず説明に入る前に一覧表をご覧ください。1番の受付番号25番の申請の件で、上から3~5番目に関してですが、昨日、事務局と担当員と現地調査をして確認をしたんですが、こちらの3筆に関して土地改良が入ってる土地で、現在示している地番が旧地番になります。そして今後仮地番が換地委員会が今終わっている状態なんんですけど、権利者会議がまだ終わってないというところで、上の2筆が一枚の畠になっておりまして、下の筆に関してはちょっと他の地番とかも絡んでくるところで面積とかも変わってきますので、今回こちらの3筆に関しては保留にさせていただきますので修正させていただきます。それでは説明に入りたいと思います。議案第1号について受付番号24号から受付番号29号は所有権移転に関する意見です。受付番号25号については譲受人が徳之島町在住で、譲渡人も徳之島町在住です。申請農地は大字面縄の畠で面積は修正して6569m²となっております。申請事由といましましては贈与です。

次に受付番号27号について譲受人は面縄在住で、譲渡人は東京都在住です。申

請農地は大字面縄の畠で面積は 11,599 m² となっています。申請事由は経営拡張です。

次に受付番号 26 号については譲受人は伊仙在住、譲渡人は兵庫県在住です。申請農地は大字検福の畠で面積は 1166 m² となっています。申請事由といたしましては贈与です。

次に受付番号 28 号については、譲受人は阿三在住で譲渡人は東京都在住です。申請農地は大字阿三の畠で面積は 13,175 m² となっています。申請事由と致しましては贈与です。

次に受付番号 29 号についてですが、こちらは先月保留になった件の追認です。譲受人は木之香在住で譲渡人は鹿児島市在住です。申請農地は大字木之香と糸木名の畠で面積は 706 m² となっています。申請事由と致しましては経営拡張です。

次に受付番号 24 号については、譲受人は糸木名在住で譲渡人も糸木名在住です。申請農地は大字糸木名の畠で面積は 8825 m² となっています。申請事由としましては経営拡張です。

受付番号 24 号から受付番号 29 号について別添の調査書にもある通り農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため許可要件は全て満たしていると考えます。以上で議案の朗読及び説明を終わります。

議長 それでは、只今の説明に関連して受付番号 25、27 号を一括して担当委員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

5 番 農地法第 3 条許可申請 25、27 について説明いたします。今日は 8 番委員が欠席のため私が説明いたします。25 号について、先日、事務局と 2 番推進委員、8 番委員と調査した結果、25 は上の畠がキビ収穫後でした。下の畠は夏植えのキビがたっていました。27 号についてはジャガイモあととキビ収穫後、半分半分植えてありました。以上です。

議長 これより受付番号 25、27 号について質疑に入りますが、何かご意見等ございませんか。

【質疑・意見なし】

議長 無いようですので採決いたします。受付番号 25、27 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

【全員挙手】

議長 全員賛成ですので25、27号は原案の通り決定いたしました。次に受付番号26号について担当委員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

6番 3条許可申請について26号について説明をいたします。今日は9番委員が欠席のため私が説明します。先日、担当委員と一緒に調査しました、何ら問題は無いんじゃないかなあと思います。皆様方のご審議をよろしくお願ひします。跡地についてはジャガイモあと更地の状態です。以上です。

議長 これより受付番号26号について質疑に入りますが、何かご意見等ございませんか。

【質疑・意見なし】

議長 無いようですので採決いたします。受付番号26号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

【全員挙手】

議長 全員賛成ですので受付番号26号は原案の通り決定いたしました。次に受付番号28号について担当委員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

3番 農地法第3条許可申請28号について説明をいたします。先日、4番委員、3番推進委員と共に調査した結果、農地法第3条2項各号に抵触いたしませんので皆様方のご審議をよろしくお願ひいたします。現況はすべてサトウキビ収穫後です。

4番 28号につきましては只今3番委員がご説明のとおりでございます。皆様のご審議をよろしくお願ひいたします。

議長 これより受付番号28号について質疑に入りますが、何かご意見等ございませんか。

【質疑・意見なし】

議長 無いようですので採決いたします。受付番号28号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

【全員挙手】

議長 全員賛成ですので受付番号28号は原案の通り決定いたしました。次に受付番号29号について担当委員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

14番 農地法3条許可申請29号についてご説明します。先日、13番委員と6番推進委員と調査をした結果農地法第3条2項各号に抵触いたしませんので皆様方のご審議をよろしくお願ひいたします。なお現況と致しましては、上2筆が野菜をちよこっと植えていて、下の畑は伐採しないといけないぐらい木が生い茂っていました。以上です。

13番 只今、14番委員が説明した通りです。ご審議をよろしくお願ひいたします。

議長 これより受付番号29号について質疑に入りますが、何かご意見等ございませんか。

【質疑・意見なし】

議長 無いようですので採決いたします。受付番号29号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

【全員挙手】

議長 全員賛成ですので受付番号29号は原案の通り決定いたしました。次に受付番号24号について担当委員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

10番 農地法3条許可申請24号について説明いたします。担当委員と共に調査した結果、畠総してありましたので何ら問題ないと思います。農地法第3条2項各号に抵触いたしませんので皆様方のご審議をよろしくお願ひいたします。キビ収穫後の畠です。

12番 只今の10番委員の説明の通りです。皆様方のご審議をよろしくお願ひいたします。

議長 これより受付番号24号について質疑に入りますが、何かご意見等ございませんか。

【質疑・意見なし】

議長 無いようですので採決いたします。受付番号24号は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

【全員挙手】

議長 全員賛成ですので受付番号24号は原案の通り決定いたしました。これで日程第2号 議案第1号 農地法第3条許可申請についてを終了いたします。次に日程第3議案第2号 農地法第5条許可申請についてを議題に供します。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 今月の農地法第5条許可申請は1議案、1件です。議案第2号について受付番号2号は牛舎建築の追認のためです。農地区分といたしましては、畠総事業の行われた農地で申請地周辺は10ヘクタール以上の農地の広がりがあるため第1種農地に該当します。ただ申請目的が不許可の例外である農業施設に該当するため問題はないかと思います。以上で議案の朗読及び説明を終わります。

議長 受付番号2号について担当委員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

14番 農地法5条許可申請2号についてご説明します。先日、13番委員と6番推進委員と共に調査をした結果、事務局の説明の通りで牛舎を建築するためです。皆様のご審議をよろしくお願いします。

13番 只今の14番委員のご説明の通り、前回確認を行った時と変わりない感じでした。皆様のご審議をよろしくお願いします。

事務局 補足説明をさせていただきます。こちらの地番に関しまして農振地に入つておりましたので、昨年の9月だったと思いますが、こちらの方で農振除外の方をしておりまして、10月の22日付けで公告を打っておりますので、もう農振地からは外れています。ただその後の5条申請がちょっとなされてなかつたので、何回か所有者の方にお話しをしながら、あげてもらうことをお話していたところ今月、申請してくださったところだったので、こちらの意見を皆さんに聞いていただいて、また県の方にも提出して許可の申請をしていきたいと思っております。以上です。

2 番 この面積の牛小屋を建てるのか

(推進員)

事務局 いえ、こちらは農地の面積で、牛小屋の面積が、今 4 棟もう建っている状態なんですけど、4 棟で 1,567 m²になってて、一番最後に建ったのが令和 4 年に建っているらしくて、他の 3 棟はもう平成 21 年から 1 棟ずつ建っているような形で、ちょっと事後申請になる形になるんですけど、ただもう農振地に入ってたところと、農振除外をしても、農地の区分として第 1 種農地になるので、許可要件が町の農業委員会じゃなくて、県の農業会議の方まで常設委員会って言うのをあげて許可申請をしていくような事務要領になっておりますので、面積としては 2,127 m²であげはするんですけど、実際の残地とか通路とか堆肥所も含めての面積での申請になりますので、申請自体はこのまま、この面積で行きます。

6 番 面積の上限はあるのでは。例えば 3,000 とか 4,000 とかなったら

事務局 そうなったら農政局の方に

6 番 そうしたら出来るのか

2 番 普通は建てる部分だけを分筆してじゃないと申請出来ない

(推進員)

6 番 ちなみに 5 条申請は、普通は家だったら 10 アール以下だったかな、普通の家建てるために宅地にかかるのに

事務局 500 m²以下です。一般住宅を建てる場合は。で、農家住宅の場合は 10 アール、1,000 m²なので。農家住宅で申請される場合は 1,000 m²以下で申請していただくことに。一般住宅の場合は 500 m²以下で申請していただくと。それを超える場合はちょっと事務局の方で最初、分筆をしてから家を建てる部分だけの面積で申請していただくように指導はしております。

議長 それでは他にございませんか。よろしいですか。どうぞ。

2 番 そしたら今度建てるのとは別で現況証明願とした方がいいのか。今建てるの。

(推進員)

事務局 いや、農地に建てるので、現況では出来ないです。

議長 他にございませんか。よろしいですか。それでは無いようなので採決いたしま

す。受付番号2号について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

【全員挙手】

議長 全員賛成ですので受付番号2号は原案の通り決定いたしました。これで日程第3議案第2号 農地法第5条許可申請についてを終了します。次に日程第4議案第3号 非農地証明願についてを議題に供します。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 今月の非農地証明願については1議案、1件です。議案第3号について受付番号1号についてはお手元の資料の通り、農地としての利用が出来ないためであります。以上で議案の朗読及び説明を終わります。

議長 それでは受付番号1号について担当委員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

5番 これは先月あがってきて保留にしたもので。先日、事務局と11番委員、2番推進委員と調査した結果、何ら問題はないと思います。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。中に3筆あって見に行ったんですけども、中に入る状態じゃないくらい木が生い茂ってました。以上です。

11番 非農地願1号につきましては、只今の5番委員の説明のとおりでございます。皆様のご審議をよろしくお願いします。

議長 これより受付番号1号について質疑に入りますが、何かご意見等ございませんか。

【質疑・意見なし】

議長 無いようですので採決いたします。受付番号1号は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

【全員挙手】

議長 全員賛成ですので受付番号1号は原案の通り決定いたしました。これで日程第

4議案第3号 非農地証明願についてを終了します。次に日程第5議案第4号現況証明願についてを議題に供します。事務局より議案の朗読及び説明をお願いいたします。

事務局 今月の現況証明願については1議案、1件です。議案第4号受付番号1号についてはお手元の資料のとおりは畠から宅地への地目変更となります。以上で議案の朗読及び説明を終わります。

議長 それでは受付番号1号について、担当委員より現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

10番 現況説明願1号について説明いたします。先日、12番委員と6番推進委員と共に調査した結果、何ら問題ないと思います。家が建っている状態です。よろしくお願いいたします。

12番 只今の10番委員の説明の通りです。皆様方のご審議よろしくお願ひいたします。

議長 これより受付番号1号について質疑に入りますが、何かご意見等ございませんか。

【質疑・意見なし】

議長 無いようですので採決いたします。受付番号1号は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

【全員挙手】

議長 全員賛成ですので受付番号1号は申請書の通り決定いたしました。これで日程第5議案第4号 現況証明願についてを終了します。これで議案は終了いたしました。その他に入りますが皆様方から何かございませんか。無いようですので終了いたします。どうもありがとうございました。